

SAJ 令和 7 競第 101 号
令和 6 年 9 月 24 日

都道府県体育・スポーツ協会 各位
加盟団体長 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
専務理事 宮 沢 賢 一
(公印省略)

第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（あきた鹿角国スポ 2025）における
予選会免除に関する関係ルールの扱い及び解釈について

平素より本連盟の選手強化にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、次の通り説明いたします。あきた鹿角国スポ 2025 に係る重要な内容につき、関係各位への展開をお願い致します。

なお、国スポに関する事案について改めて検討を始めておりますが、結論に至っていない状況にあります為、本書の内容は、今回のあきた鹿角国スポ 2025 に限ったものであることをご承知おきください。

現在、予選会免除に関するルールが記載された文書は、3 件ございます。（添付）

- ・『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』（JSPO）
- ・『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』（JSPO）
- ・『国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則』（SAJ）

この 3 件の記載内容と JSPO が承認した免除大会に関して、『国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則』（SAJ）に記載される「日本代表選手」の解釈に整合が取れておらず、解釈がわかる状況になっております。

つきましては、同大会に限り、以下の扱い及び解釈とさせていただきます。

1. 『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』と『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』の記載内容を優先していただく。
※本内容は、全ての国スポに共通する内容であることから、SAJ の細則より優先すべきと判断いたしました。
2. 『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』と『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』はそれぞれ独立してルールが成立しているため、どちらかに該当する選手であれば予選会免除となる。
※JSPO の制定意図を確認済み。

3. 『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』に基づき JSPO から承認を受けた免除大会出場者であれば、全ての選手が対象となる。この場合、必要書類と当該大会のリザルトを都道府県体育・スポーツ協会に提出してください。

※上記 1 を受け、SAJ 強化指定選手及び日本代表選手でなくとも対象となる。(SAJ 派遣ではなく、個人的に当該大会に出場した場合も対象となる)

4. 『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』に基づき JSPO から承認を受けた免除大会の日程と都道府県予選の日程が一致していなくても、免除大会出場のために海外渡航している期間に都道府県予選が開催される場合、免除大会による予選会免除の対象とする。

以上